

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年5月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100545号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200018号

第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、A社C事業所)における平成26年12月10日の標準賞与額を1万4,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成26年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成6年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月10日

請求期間について、A社B事業所から賞与が支払われていたはずだが、厚生年金保険の記録がないため記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社C事業所の事業主から提出された賃金台帳(兼支給台帳)(臨時手当)、同社の社会保険事務担当者の陳述及び請求者から提出された金融機関の通帳により、請求者は、A社B事業所から標準賞与額1万4,000円に相当する賞与(1万4,578円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1,223円)を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年12月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100587 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200019 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 28 年 8 月 31 日の標準賞与額を 2 万円とすることが必要である。

平成 28 年 8 月 31 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 62 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 8 月 31 日

A 社から育児休業期間中であつた請求期間に賞与が支払われていたので、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された A 社の平成 28 年 8 月分賞与支給明細書 (控)、年金事務所が保管する同社の請求者に係る賃金台帳及び B 社から提出された銀行振込一覧表 (以下、併せて「賞与関係資料」という。) により、請求者は、請求期間において A 社から 2 万円の標準賞与額に相当する賞与 (2 万円) の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、育児休業期間中 (平成 28 年 * 月 * 日から平成 29 年 * 月 * 日まで) に係る請求者の厚生年金保険料について、徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

さらに、上述の規定には、育児休業をしている被保険者を使用する事業所の事業主が、上述の申出を行ったときは、当該被保険者に係る厚生年金保険料であつて、その育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収を行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与関係資料において確認できる賞与額から、2 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100599号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200020号

第1 結論

請求者のA社B事業所における平成27年6月30日の標準賞与額を3万4,000円に訂正することが必要である。

平成27年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年6月30日

請求期間について、A社に勤務し、同社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録がない。当該賞与の明細書は保管していないが、賞与の振込が記載されている金融機関の通帳を提出するので記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社B事業所から提出された臨時手当支給明細書、同社の事業主の回答及び請求者から提出された金融機関の通帳により、請求者は、同社から標準賞与額3万4,000円に相当する賞与(3万4,258円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2,971円)を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年6月30日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100456号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年8月
② 平成22年12月
③ 平成23年8月
④ 平成23年12月
⑤ 平成24年8月
⑥ 平成24年12月
⑦ 平成25年8月
⑧ 平成25年12月

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の記録がないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、日本年金機構から送付された「厚生年金の賞与支払届に関する調査票」に対して、請求期間の賃金台帳等がなく、請求者の請求期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

また、請求期間に係る賞与の届出及び保険料納付について、日本年金機構及び厚生局から、事業主に照会したものの回答を得ることができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与明細書等の資料を保管しておらず、請求期間に係る賞与の振込があったとする預金通帳を所持しているものの、未記帳により振込額が確認できない旨陳述しているところ、当該預金の口座番号及び照会可否について、回答又は陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。